

大阪府住宅供給公社業務委託等における電子入札方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府住宅供給公社（以下「公社」という。）が発注する設計、監理、測量、地質調査、家屋調査及び保守点検業務等（以下「業務委託等」という。）において、より良好な品質を確保し、かつ、入札手続きの透明性・客観性・競争性を高めるために、入札参加に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）等の条件を付して行う電子入札方式による事後審査型条件付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）及び電子入札方式による指名競争入札（以下「指名競争入札」という。）について、大阪府住宅供給公社 会計規程（以下「会計規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務委託等)

第2条 この要綱の対象となる業務委託等は、大阪府住宅供給公社電子入札システム（以下「システム」という。）を用いて行う予定価格が250万円以上（ただし、大阪府営住宅の計画修繕業務基本協定書に基づく業務委託等は予定価格が100万円以上とする。以下同じ。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）とする。

(公告又は通知)

第3条 会計規程第55条に規定する事項をシステムに掲載する方法により公告又は通知（以下「公告等」という。）するものとする。

(入札参加資格)

第4条 入札参加資格は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者であっても公社における入札参加資格の再認定がなされた場合にあつては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。（以下「更生手続開始の申立て」という。））をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者であっても、公社における入札参加資格の再認定がなされた場合にあつては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (4) 公社が発注する業務委託等に対応する業務（以下「対応業務」という。）について、公社建設工事等入札等参加資格者として登録されている者であること。
- (5) 対応業務の入札案件（以下「当該入札案件」という。）において配置技術者を配置できる者であること。

- (6) 公社建設工事等審査会又は部会（以下「審査会等」という。）で決定した業務・履行場所区分ごとの参加可能な業者の所在地区分に該当すること。
- (7) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府又は公社の指名停止・入札参加停止措置を受けている者
 - イ 大阪府の入札参加除外者若しくは誓約書違反者の指定を受けている者、公社の入札参加除外措置を受けている者又は大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱（以下「暴力団排除措置要綱」という。）第13条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
 - ウ 大阪府入札参加停止要綱の別表に掲げる措置要件に該当する者（建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止の命令であって、大阪府の区域以外の区域又は対応業務以外の業務に係るものを受けている者を除く。）
 - エ 公社との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者
- (8) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第13条第1項第1号に掲げる電子証明書（以下「ICカード」という。）を取得し、及びシステムを利用するための登録（以下「利用者登録」という。）をシステムにより完了している者であること。
- 2 前項に定めるほか、業務委託等の内容に応じて入札参加資格を当該入札案件ごとに定めることができるものとする。

（入札参加資格の決定）

第5条 前条第2項に掲げる入札参加資格は、当該入札案件ごとに審査会等の審議を経て決定するものとする。

（予定価格等の公表）

第6条 予定価格及び最低制限価格は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額で公表する。

- 2 予定価格の公表は、公告等の日にシステムにより公表する。
- 3 最低制限価格の公表は、原則として開札結果と併せてシステムにより公表する。ただし、落札決定に至らないことが明らかな場合は最低制限価格を公表しないことができるものとする。

（変動型最低制限価格の算出）

第7条 最低制限価格は、ランダム係数処理を行った金額の変動型最低制限価格とする。

2 ランダム係数処理は、業務委託等の決裁権者が作成した予定価格調書の最低制限価格算出基礎額（千円未満切捨て）に0.9975から1.0025までの範囲内の0.0001刻みの数値の中からシステムが無作為に選択した数値を乗じることにより行うものとする。この場合において得られた数値に円未満の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。

（関係資料の交付）

第8条 入札に参加するために必要となる資料（以下「電子入札公告等」という。）の交付は、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に対し、システムにより行う。ただし、システムによる交付が困難な書類は、その他の方法により交付することができるものとする。この場合の交付方法は、電子入札公告等において明らかにしなければならない。

- 2 入札金額を見積るために必要となる資料（以下「設計図書等」という。）の交付は、入札参加者に対し、システムにより行う。ただし、システムによる交付が困難な書類については、前項ただし書きのとおりとする。
- 3 電子入札公告等の交付は、公告等の日から開始する。
- 4 設計図書等の交付期間は、公告等の日から開札日までとする。
- 5 電子入札公告等の交付は、無償とする。

（電子入札公告等に対する質問及び回答）

第9条 電子入札公告等に対する質問及び回答は、原則としてシステムにより行うこととし、その際、入札参加者を特定できないようにするため、次の各号に掲げる対応を行うこととする。

- (1) 質問に入札参加者を特定できる内容を記載してはならない旨を電子入札公告等に明示し、注意を促すものとする。
 - (2) 質問に入札参加者を特定できる内容の記載がある場合、当該質問に対する回答を行わないことができるものとする。
- 2 電子入札公告等に関する質問期間及び最終回答日時については、電子入札公告等に記載された日時をもって定めるものとする。回答は、全ての入札参加者が閲覧できるようにするものとする。

（入札保証金）

第10条 入札保証金は、会計規程第58条第1項ただし書きの規定に該当する場合は免除する。

- 2 落札者が契約を締結しないときは違約金として入札書に記載した金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（以下「契約希望金額」という。）の100分の2に相当する金額を公社に支払わせるものとする。ただし、次の各号に定める場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府入札参加停止要綱 別表十三（経営不振）の規定により公社又は大阪府において入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより契約を締結しない場合
 - (2) 大阪府入札参加停止要綱 別表六（安全管理措置）（2）イの規定により公社又は大阪府において入札参加停止1ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより契約を締結しない場合
 - (3) 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合
 - (4) 死亡、傷病又は退職により配置技術者が欠けることとなったため契約を締結しない場合

（入札書の提出）

第11条 入札書を提出できる期間は、電子入札公告等に記載された日時をもって定めるものとする。

- 2 入札書に記載する金額は、見積もった契約希望金額から消費税および地方消費税相当額を除いた金額とする。
- 3 入札書は入札参加者にシステムにより提出させるものとし、それ以外の方法によることは認めない。
- 4 入札書を提出後は、入札書の書換え、引換え又は撤回を認めない。
- 5 入札書を提出できる回数は1回とし、再度の入札は行わないものとする。

- 6 電子入札公告等に次の事項を明示し、注意を促すものとする。
- (1) 入札書の入力には注意して正確に行い、入札書送信内容確認画面において確認を行うことから入札書の提出を行うこと。
 - (2) 入札書の提出は、入札締切予定日時までに完了すること。
 - (3) パソコンの利用環境により、送信が長時間となることがあるため、提出期間内に余裕をもって入札書の提出を完了すること。
 - (4) 入札書が正常に提出されたことを、入札書受信内容確認画面又は入札状況一覧において確認すること。また、入札書受信内容確認通知書画面を印刷し、入札書の提出が完了したことを証する書面を保管しておくこと。

(入札の辞退等)

- 第12条 入札参加を辞退できる期限は、入札書を提出後、入札書提出締切日時までとする。
- 2 入札参加を辞退する者には、システムで入札辞退申請書等を提出させるものとする。
 - 3 入札辞退申請書等の撤回は認めない。
 - 4 指名競争入札の場合は、前条第1項に規定された入札書提出期間に辞退することができる。
 - 5 入札参加を辞退した者に対しては、これを理由として不利益な取扱いをしてはならない。
 - 6 入札参加を辞退した者は、当該入札案件に再度入札することはできないものとする。

(入札執行の保留等)

- 第13条 公社が入札公告等から落札決定までの一連の手続（以下「入札執行」という。）を行うにあたり、次の各号のいずれかの事由が生じ、システムによる入札執行が困難又は執行すべきでない認められるときは、入札執行を保留、延期若しくは取り止め（以下「保留等」という。）又はシステムによらないその他の方法に変更ができるものとする。
- (1) 天災地変等により通信遮断、交通途絶等の事由が発生したとき。
 - (2) システムに障害が発生したとき。
 - (3) 入札執行を保留等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する情報が、有力な証拠をもって通報されたとき。
 - (4) その他発注者がやむを得ない事由により入札執行を保留等にすべきと判断したとき。
- 2 一般競争入札において、入札書の提出が1者のみであった場合も開札を行うものとし、入札金額が第7条第1項で決定された最低制限価格以上であり、かつ同条第2項に定める予定価格調書の最低制限価格算出基礎額（千円未満切捨て）に1.0025を乗じた価格の範囲内である場合、当該入札は成立するものとする。

(調査の実施)

- 第14条 前条第1項第3号の規定により、入札執行を保留等としたときは、必要に応じて調査を行うものとする。
- 2 電子入札公告等には、前項の調査を実施することとなった場合、入札参加者は調査に協力しなければならない旨を明記するものとする。

(開札)

- 第15条 開札の日は、第11条第1項による入札書提出期間の終了日の翌日（公社の定める

休日（以下「休日等」という。）を除く。）とする。

- 2 開札はシステムにより行うものとし、その日時は電子入札公告等において明らかにしなければならない。
- 3 開札の結果は、開札後にシステムにより公表するものとし、落札決定を行ったときも同様とする。ただし、落札決定に至らないことが明らかな場合又は公正入札調査を行う場合等、必要があると認める場合は公表しないことができるものとする。

（事後審査）

第16条 開札の結果、落札決定を保留した上、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札書を提出した者のうち、最低の価格をもって入札書を提出した者を落札候補者とし、落札候補者に対して、事後審査作業部会において入札参加資格の審査（以下「事後審査」という。）を実施しなければならない。

- 2 事後審査では、電子入札公告に記載している入札参加資格（「公社登録業務」「地域要件」「入札参加停止及び入札参加除外状況」「配置技術者の資格」「その他、入札参加資格要件」）を審査し、「営業所の所在地」の確認を行うものとする。
- 3 事後審査にあたっては、必要に応じ、営業所の所在地確認を行うものとする。
- 4 事後審査前に、落札候補者より辞退の申出があった場合は、てん末書の提出をもって、次順位の者を落札候補者とし、事後審査を実施する。
- 5 第1項の審査の結果、落札候補者に入札参加資格がないと判断した場合は、直ちに、次順位の者を落札候補者とし、事後審査を実施する。
- 6 落札候補者が2者以上あるときは、その落札候補者が入札書と同時に提出したくじ入力番号に従い、システムにより事後審査の順位を決定し、その順位に従い事後審査を行う。
- 7 第2項の審査は、上位順位の者の資格が有効であると確認された場合は、その者を落札者とし、次順位以降の者の事後審査は行わない。

（事後審査に必要な書類の提出等）

第17条 事後審査の対象者には、電子入札公告等で開札の日以降の日を指定した上、事後審査申請書（以下「申請書」という。）及び事後審査資料（以下「資料」という。）を提出させるものとする。なお、資料が公表されている場合は公社で取得できるものとする。

- 2 公社は、前項の対象者が申請書及び資料を提出することができない場合は、その理由を記載したてん末書を提出させるものとする。ただし、資料の一部について提出が指定期日以降となる場合であって、公社がこれを認めた場合には、てん末書の提出を省略することができるものとする。
- 3 資料の内容は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査結果の写し
 - (2) 配置技術者調書
 - (3) その他必要と認められるもの

（事後審査結果）

第18条 事後審査の結果については、事後審査結果通知書（以下「審査結果通知書」という。）により通知するものとする。

（入札参加資格がないと認められた者の不服に対する取り扱い）

第19条 一般競争入札において入札参加資格がないと認められた者の不服に対する取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、前条の規定による通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日等を除く。)に公社に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。
- (2) 入札参加資格がないと認められた者が説明を求める場合は、事後審査結果不服申立書(以下「不服申立書」という。)により行うものとする。
- (3) 公社が説明を求められたときは、原則として、不服申立書の提出があった日の翌日から3日以内(休日等を除く。)に説明を求めた者に対し書面により回答するものとする。
- (4) 説明を求めた者に参加資格があると認める場合には、当該審査結果通知を取り消し、前号に規定する回答と併せて、改めて入札参加資格がある旨の通知を行うものとする。

(入札書の無効)

第20条 事後審査の結果、入札に参加する資格がない者及び虚偽の申請を行った者の提出した入札書並びにこの要綱、業務委託等における電子入札参加遵守事項及び電子入札公告等に示す条件等に違反した者が提出した入札書は、無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

(失格)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 最低制限価格を下回った入札を行った者
- (2) 大阪府又は公社の指名停止・入札参加停止措置を受けている者
- (3) 大阪府の入札参加除外者若しくは誓約書違反者の指定を受けている者、公社の入札参加除外措置を受けている者又は暴力団排除措置要綱第13条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (4) 大阪府入札参加停止要綱の別表に掲げる措置要件に該当する者(建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止の命令であって、大阪府の区域以外の区域又は対応業務以外の業務に係るものを受けている者を除く。)
- (5) 公社との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者
- (6) 指名競争入札において、第12条に基づく辞退の連絡をせず、システムに第11条第3項に基づく入札書が到達していない者

(落札者の決定)

第22条 一般競争入札における落札者の決定は、第16条の規定に基づく事後審査の結果、資格が有効であると確認された者を落札者とし、その者が提出した入札書の金額を落札金額とする。なお、落札金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

- 2 指名競争入札における落札者の決定は、開札の結果、予定価格の制限範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札書を提出した者のうち、最低の価格をもって入札書を提出した者を落札者とする。なお、落札金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。ただし、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、システムの入札書画面に入力したくじ入力番号に従い落札者を決定する。

(契約保証金)

第23条 落札者には、契約を締結するにあたり、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付させなければならない。ただし、次の各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

- (1) 公社が認めた契約保証金に代わる担保となる有価証券等
- (2) 公社が確実と認めた当該契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する、金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

2 前項の規定にかかわらず、債務不履行により生ずる損害を補填する履行保証保険（保険金額は100分の5以上）を締結したときは、契約保証金は免除する。

(契約の締結等)

第24条 契約書及び契約に必要な書類は、特別の事情がある場合を除き、落札決定の日の翌日から起算して、10日以内（休日等を除く。）に提出させるものとする。ただし、契約担当者の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

- 2 前項の期間内に契約書が提出されない場合は、落札者としての権利を失うことがある。
- 3 落札決定の日から契約締結の日までの期間において落札者が、第21条第1項第2号から第5号のいずれかに該当した場合、契約を締結しないことができる。
- 4 前2項の規定により契約を締結しないときは、第10条第2項に定める違約金を徴収する。この場合、公社は一切の責めを負わないものとする。

(入札参加のための費用負担)

第25条 入札に参加するための費用は、入札参加者の負担とする。

(その他)

第26条 この要綱に定めがない事項は、建設工事等入札・契約制度改善検討委員会の審議を経て、決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。